

子 第 01140 号  
令和2年4月30日

一関市監査委員 小 川 四 郎 様  
一関市監査委員 佐 藤 重 様  
一関市監査委員 小 山 雄 幸 様

一関市長 勝 部 修

財政援助団体等監査の結果に基づく措置について（通知）

令和2年3月31日付け監第12021号で通知のあったこのことについて、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき通知します。

記

公の施設の指定管理者監査

指定管理施設名 わかばクラブ

指定管理者 わかばクラブ運営委員会

（令和元年10月30日実施）

監査の結果	措置状況等 (措置の状況を具体的に記載のこと)
<p><b>【注意事項】</b> 指定管理施設の管理に当たり、備品の整備に際し、現物や領収書の確認ができない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。</p>	<p>(1) 改善・是正の状況 注意を受けた事例について、委託料の返還を求めた。(令和2年4月15日返納)</p> <p>(2) 事の原因</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・備品の整備について、十分に協議せず受託者が購入することにし、協議の経緯を文書に残さなかった。</li><li>・事務職員の退職により、支払手続きがわからないまま決算書に計上してしまった。</li></ul> <p>(3) 今後の再発防止策の内容 備品の整備に関する協議は文書により行う。また、適切な会計処理を行うよう指導する。</p>